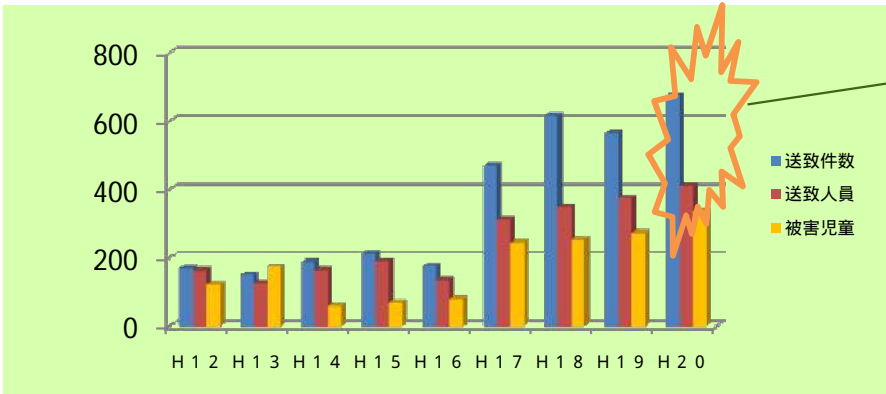


# 児童ポルノの現状

## 検挙状況等



送致件数、送致人員、被害児童数のいずれもが

**過去最多**

検挙例

- ・ ファイル共有ソフト利用事犯
- ・ DVDの大量販売事犯
- ・ 携帯電話カメラによる単純製造事犯

被害児童の特定されない児童ポルノ画像が多数存在

## 国内の動向

犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月・犯罪対策閣僚会議)

児童ポルノ対策等の推進(抄)

- ・ 「捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、体制や資機材の強化を図る」
- ・ 「インターネットを介して売買される児童ポルノの根絶を図るため、買受捜査を一層強化する」
- ・ 「児童ポルノの排除に向けた国民運動を展開する」等

インターネット上の安全確保に関する世論調査(H20.1内閣府)

インターネット上で警察に取締りを要望する犯罪

「児童買春・児童ポルノなど児童が性的被害に遭う犯罪」が最多(64.5%)

児童買春・児童ポルノ禁止法の改正法案の提出

与党案 ~所持等の禁止(罰則なし)、性的好奇心目的所持罪の新設 等

民主党案 ~児童ポルノの名称・定義の変更、取得罪の新設、罰則の引上げ 等

## 国際的動向

児童ポルノは、いったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが点々と流出して回収することが極めて困難となり、被害児童は将来にわたって苦しむこととなることから、「児童ポルノは児童の性的虐待の恒久的記録にほかならない」(2008年G8司法内務大臣会議総括宣言)と言われ、その対策が急務とされている。

2007年(H19) 児童ポルノとの国際的闘いの強化に関するG8司法・内務閣僚宣言

2008年(H20) G8司法・内務大臣会合総括宣言(児童の性的搾取との闘い)

2008年(H20) 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議

2009年(H21) 児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する危険性に関するG8司法・内務閣僚宣言(暫定訳)